

政府からの独立

～グリーンペーパーで示された BBC の方向性～

中村美子

はじめに

現在の BBC のあり方や事業範囲などを規定している国王の特許状 (the Royal Charter) の有効期限が 2006 年末に切れるため、その更新をめぐる議論がイギリスで進められている。この議論の折り返し地点に当たる今年 (2005 年) 3 月 2 日に、イギリス政府は、政府政策のたたき台となるグリーンペーパーを発表した。表題の、「強力で、政府から独立した BBC (Review of the BBC's Royal Charter-A strong BBC, independent of government)」に見られるように、政府は、デジタル・ブロードバンドが展開される時代にも、BBC が公共サービス放送の中心的なプレーヤーとして存続し、政府から独立した存在であることを保障する姿勢を示している。このグリーンペーパーで、

- ① 10 年間の特許状の付与
- ② 受信許可料の維持
- ③ BBC のサービスの規模と範囲の現状維持
- ④ BBC の規制・監督方法の改革

という政府の方針案を提示し、その後 5 月末まで、これらの説明が十分であるかどうか、決定内容の細部について補足や変更する必要があるかどうか、など広く国民の意見の公募が行われた。政府は、これらの国民の意見を検討した上で、この秋、最終的な政策を「放送白書」として発表する予定になっている。

今回の特許状見直しの議論は、過去の議論とは大きく異なるメディア環境の中で行われている。地上、衛星、ケーブルといった従来の放送の伝送路はすべてデジタル化し、全世界の 60% 以上が多チャンネルテレビ環境にある。テレビチャンネルの選択肢が拡大し、家庭における選択視聴が定着する中で、BBC の存在意義をどのように国民の間で共有できるのかが問われている。

ここでは、政府のグリーンペーパーの内容を中心に、今回の特許状更新をめぐる議論を概観する。特に今回は政府が方針案を決めるに先立って、かつてない入念な手続きを踏んできた。それらのプロセスをたどりながら、政府が上記の 4 つの方針に至るまでの議論や考え方、とりわけ議論が集中した BBC に対する監督のあり方、つまり BBC の事業運営に対するコーポレート・ガバナンスの確保の議論を中心に報告することにしたい。

1. 広範な意見の集積と検証

BBC の基本法規である特許状の有効期間は通常 10 年間で、その期間満了が近づくと、BBC やイギリスの放送全体の将来像について議論が行われ、次の特許状が付与されてきた。現行の特許状は 1996 年に付与されたも

ので、その有効期限が2006年12月末に切れるため、現在、この更新に向けて、今後10年をにらんだ公共サービス放送BBCのあり方についての議論が続いている。

特許状の更新に際して、1980年代までは政府が設置した放送調査委員会で検討されるといのが伝統的な慣例だったが、前回の1996年更新から、まず政府がグリーンペーパーを発表して、広く国民の声を求め、その議論を踏まえて「白書」を発表する手続きが採られるようになった。しかし、今回の更新では、これまでの手続きをはるかに超える意見の収集や検討を積み重ねてきている。最初に、そのプロセスを確認しておく、前回の1996年更新を前に行われた特許状の見直し作業は、政府が1992年11月に「BBCの将来に関する諮問書(The future of the BBC-A consultation document)」¹⁾というグリーンペーパーを発表したところからスタートした。しかし、今回は、政府のグリーンペーパー発行に至るまで、非常に広範に意見の吸収が図られ、BBCのあり方について、様々な検証が行われた。放送を所管する文化メディアスポーツ省(以下メディア省)のテッサ・ジョウエル担当相は、見直し作業の開始にあたり「過去の見直しは幅広い方法を採用していたが、閣僚や行政官の手によって行われてきた。しかし、今回の見直しはそれと異なる。初めて、この議論を動かす力が国民に委ねられる」²⁾と述べ、1996年の更新とは異なる手続きを踏むことを宣言した。その結果、まさに、「国民的な議論」という表現が誇張でないほど、大規模な国民参加による見直しが行われることになった。

右記のように6種類の調査と報告・勧告書が、グリーンペーパーに示された政府方針案

- ① 政府による国民の意見募集と世論調査を基にした報告書³⁾
- ② バーンズ・パネルによる公開セミナーの実施と最終勧告書⁴⁾
- ③ 独立規制機関Ofcomの公共サービス放送レビューの報告書⁵⁾
- ④ 下院文化メディアスポーツ常任委員会の報告書⁶⁾
- ⑤ BBCの将来ビジョン「公共的価値の構築」⁷⁾
- ⑥ 政府によるBBCのデジタル新サービスの検証と承認 (BBC NEWS 24 2002年, BBC ONLINE 2004年, BBCデジタルテレビ2004年, BBCデジタルラジオ2004年)

の土台となっている。

この中で、特筆すべき点をいくつか上げておきたい。

まず、①の国民の意見の公募では、メディア省に設けられた特許状見直しチームに郵便やインターネットで5,000通以上の意見が寄せられた。インターネット経由のeメールが利用された初めての特許状の見直しである。

②のバーンズ・パネルは、省外でメディア相に政策のアドバイスを行う人物として任命されたテリー・バーンズ卿を長とする委員会で、BBCの経営幹部や有識者の論客を招いた公開討論を13回行い、勧告書をまとめて担当相に提出した。また、セミナーの様子がウェブ上でも公開された。

③の独立規制機関Ofcomによる公共サービス放送レビュー(PSBレビュー)は、2003年放送通信法に従って放送と通信分野を規制監督するOfcom(Office of Communications)が、BBCを含めたイギリスの公共サービス放送を維持・強化することを目的に、5年ごとに行う現状調査に基づいて政府に提出する意見書である。この1回目のレビューが特許状の見直し時期と重なり、その結果が政府の

判断に大きな影響を与えることになった。

⑥は、政府がBBCのデジタル新サービスについて、省外にアドバイザーを置き、BBC NEWS 24などデジタル化によって新設したサービスについて、サービスの内容や市場への影響、視聴者へのアピールなどを検証させ、評価報告書を担当相に提出させたものである。これを基に、担当相はBBCのサービスを承認するか、条件付承認をBBCに与えることになる。政府は、2000年にデジタル化の財源として受信許可料の値上げを決定したが、そのために実施されたBBCの補完財源議論の中で、商業放送事業者や放送通信業界への新規参入者から、BBCのデジタル新サービスについて公正な見直しを行うよう求める声が強く上げられた。この当時、BBCの24時間ニュースチャンネルやインターネットを利用したオンラインサービスはすでに、担当相の承認を受けて実施されていたが、より公正さを高めるために、政府は、承認時の条件を満たしているかどうかを再度検証することを決めた。これらのレビューの結果、BBCのデジタル新サービスは概ね高く評価されたが、オンラインサービスだけは、娯楽性の高いコンテンツは避けるように求められ、その指示に従ってBBCは内容を修正している。

2. 政府による4つの決定

政府は、以上のような見直し議論を経て、次の4つの重要な論点について、政府の結論を示し、各章でその理由を詳細に説明した。

(1) 設立法：BBCに10年間の特許状を付与する

政府は、BBCの設立と任務を定める基本法規として現行と同じ特許状を選択し、そ

の有効期間を10年間という長期に設定した。政府は、BBCがイギリスの公共サービス放送のかなめ石として存続するために必要な「独立性」「確実性」「柔軟性」を制度的に保障できるのは特許状以外にない、と述べている。

「独立性」とは、言うまでもなく、政府や議会、商業的な圧力からの独立であり、特許状はそうした圧力からの防御壁となる、と政府は判断した。

「確実性」とは、長期的な経営計画に基づく事業の安定的な推進を意味している。政府は、「BBCは、政府から見直しや改革を求められるという脅威から守られる必要がある」と述べ、また「ライバルの商業事業者にとっても、中期的にBBCの事業活動の範囲を把握できれば、それに応じて計画的に事業を進められる」とも述べている。

「柔軟性」とは、BBCがこれまでテレビやラジオのデジタルサービスを自ら創造してきたように、新しい技術の発展に先導的な役割を果たすことが期待され、そのために、技術や視聴者のニーズの変化に対応するゆとりが必要であることを意味している。そもそも、BBCが公共サービス放送として再出発した1927年から、議会の制定法ではなく、特許状という制度を選択したのは、「企業法で設立される会社は、その覚書や定款で規定された業務しか実施できないが、特許状によって創設される法人は、特許状が具体的に禁じていないことであれば、いかなる業務を行うことも可能⁸⁾」という長所にあると言われていた。政府は、BBCが柔軟性を確保するには、特殊な性格を持つ特許状がふさわしい、と考えていると言えるだろう。

(2) 財源：受信許可料を維持

政府は、前述の国民の意見や世論調査、様々なレビューの結果から、次の特許状の有効期間中、受信許可料が、BBCの財源として最善の方法であるという結論に至った。この点は、OfcomのPSBレビューや下院常任委員会、バーンズ・パネルの勧告でも、他に適切な選択肢はない、と結論し、受信許可料の維持に同意している。政府は、受信許可料を維持する理由の1つとして、「国民が、BBCがユニバーサルなサービスであり続けることを望み、受信許可料の価値は、BBCが政府から一定の距離を保ち、BBCを料金を支払う人々に近い存在にすることだと理解している」ことを上げている。

しかし、これまでの議論の中で、受信許可料にはいくつかの問題があることも提起された。受信許可料は、個人の収入やテレビ所有台数、テレビ視聴量の違いにかかわらず、同一料金を課せられる低所得者にとって重い負担になるという「逆進性」の問題がある。受信許可料不払いの追跡に費用がかかるという非効率さも指摘された。

また、今後の技術的な変化が受信許可料の維持を難しくするという見通しも強まってきている。デジタル化によって加速されるメディア環境の変化が、BBCの視聴者数の減少を招き、オンデマンドサービスの普及によって、見たい番組に料金を支払うシステムも可能になる。テレビ視聴はテレビ受信機に限定されず、パソコンや携帯電話でも行われるようになり、テレビ受信機の所有を基盤にした受信許可料制度が維持できなくなるかも知れない。

こうした問題に対処するため、政府は、次期特許状が満了する2016年以後のBBCの財源調達方法について、有料放送などすべての財源モデルを再吟味し、受信許可料の単独財源ではなく、他の財源と組み合わせることができるかどうかなど、様々な可能性について検討することを提案している。

また、受信許可料を制度上維持することは決定されたが、今後受信許可料の額はいくらが適切かという、受信許可料額の設定が次の検討課題である。BBCのデジタル財源として、受信許可料は2006年度まで毎年、小売物価指数プラス1.5%の率で値上げが保障されているが、それ以後(2007年以後)について、政府は現行のBBCのサービス、次期特許状で新たに課せられる任務や新サービスなどを総合的に検証し、BBCのサービスを維持するために必要な資金の総額を検討する予定である。

(3) サービスの規模と範囲：現状維持

BBCの現行のサービスについて、国民の75%は満足している⁹⁾という点や、BBCのデジタル新サービスのレビュー結果や様々な調査からも現行のサービスについて一部廃止や民営化に賛成する意見もほとんど出ていないことから、現時点でサービスの規模と範囲は維持することになった。しかし、政府はグリーンペーパーの中でBBCに対し、公共サービス放送にふさわしい番組やサービスに集中し、商業放送事業者の番組と競合・重複することなく、創造的で信頼されること、また、イギリスの才能を引き出し育てる義務を果たすべきことを求めている。この点は、OfcomのPSBレビューの中で、BBCが他社の人気

番組の形式を模倣し(copycat)、視聴者獲得競争に加わっている側面を指摘し、「こうした競争を止め、公共サービス放送の最高水準を示す立場を再認識して、真面目なテーマの番組を革新的で創造的な形式で表現すべきである」という指摘を十分に取り入れている。

(4) 規制・監督：BBCの規制・監督方法の改革

政府は、BBCの経営委員会が、一方では、BBC執行部の強力な擁護者でありながら、他方では執行部の客観的な監督者であるという二重の役割を演じることは、BBCのように複雑で規模の大きい公共事業体にはそぐわないと判断した。そして、BBCにおける監督と日常的な業務運営について、それぞれの機能と役割を明確に分離することを経営委員会制度改革の目標とした。このため、現行の経営委員会を廃止し、今後、国民に代わりBBCの諸目的と受信許可料の管理・監督の役割に特化する「BBCトラスト」(仮称)を設置することを決定した。また、経営執行部は、外部重役も招いた「執行役員会(Executive Board)」に変更した。

3. 改革の焦点～BBCのガバナンス

(1) 改革を求める声

特許状見直し作業で使用されている「規制」と「監督」という用語の定義を明確にしておくと、「規制(regulation)」とは、規則や基準を遵守する「コンプライアンス」を確保することであり、「監督(Governance)」とは、戦略を策定し、業績をチェックし向上させることで、どちらも現在経営委員会が果たすべき任務である¹⁰⁾。

しかし、BBCの規制と監督の方法に関する意見の公募に対し、意見を寄せたほとんどの人が十分な知識を持っていないことが示された。また、グループインタビューでも、「BBCという媒体に投資しているが、誰がそれを動かしているのか、さらに彼らが動かす方法を知っているのかさえ、実際わからない」という発言が象徴するように、経営委員会の役割に関する知識が欠如している。その一方で、放送・通信業界や一部の有識者の間からは、規制・監督方法の見直しの要望が強く出された。

それらをまとめた具体的な改革案の1つが、他の商業放送事業者と同様に独立規制機関のOfcomの監督下にBBCも置くという方法である。もう1つは、バーンズ・パネルが提案したもので、BBCの経営委員会を廃止して、BBCだけを対象にした新しい規制機関「公共サービス放送委員会(Public Service Broadcasting Committee)」をBBCの外部に設立し、BBC内部には、外部重役やBBC会長を含む少数の執行役員も参加する「BBC役員会(BBC Board)」を作り、この2つの組織によってBBCを監督・規制する方法である。バーンズ・パネルが、規制機関としてOfcomを選択しなかった理由は、公共サービス放送が、商業放送とは同じ基準で判断できない概念と領域であると考えたからである。

(2) 改革を求める背景

このように、規制・監督方法の改善が強く求められる背景には、次のような4点が考えられる。

1つめは、1990年代以後に衛星放送やケーブルサービスの本格化に伴ってチャンネル競争や番組販売競争が激しくなったことであ

る。商業放送が、番組制作費の削減から競争力を一層低下させ、資本の統合による生き残り策を講じている中で、デジタル放送の対応を迫られた。これに対し、年間約28億ポンド(約5,600億円)にのぼる受信許可料という安定財源を確保したBBCは、公共サービスとしてのデジタル新サービスの開始や、番組二次利用を基本とする商業サービスの拡大による副次収入の増加に努力してきた。BBCは、「受信許可料を支払う視聴者へのデジタル配当」という言葉を使って事業を正当化してきたが、商業放送からは、公的資金の乱用と受け止められた。また、視聴者にとっても、デジタル放送を受信したくともデジタル受信できないケースがある状況で、デジタルサービスの恩恵を受ける視聴者とそうでない視聴者との差別が生まれてしまうという懸念もあった。こうしたことから、全般的にBBCのサービスに対する監視の目が厳しい状況が存在した。

2つめは、一般の株式会社の企業経営について、コーポレート・ガバナンスの議論が高まったことが上げられる。役員不正経理処理と重要情報の非公開により株主に大きな損害を与えたエンロン事件はまだ記憶に新しいが、こうした事件をいかにして未然に防ぐか、企業の責任が大きくなっている。バーンズ・パネルは、過去10年の間に、説明責任と外部監査の要求が強まったことや、重要な決定を行う上でこれまで以上にオープンに意見の吸収が求められる、など商業部門と公共部門の両方に、透明性と独立性が求められていると指摘している。この指摘は、受信許可料を支払う視聴者が、実質的なBBCの株主であるという認識が広まるにつれ¹¹⁾、BBCにも

当てはまると考えられた。

3つめは、すでに指摘したように、2003年には、放送と通信分野を一元的に規制監督するOfcomが誕生したことも、BBCに対する外部規制の要求が強まる結果となった。この主張は、放送と通信の融合法である2003年放送通信法成立の過程で、議会や産業界から出されていたが、Ofcomが正式に活動を開始し、その権限が及ぶ範囲があまりにも大きくなったことが認識されるにつれ、外部規制の1つの方法として別の規制機関を設ける必要性が主張されるようになった。

4つめは、2003年にイラク戦争報道をめぐり起きたBBCとイギリス政府との対立の影響である。いわゆる「ギリガン事件(Gilligan Affair)」を調査したハットン委員会報告で、政府がイラク戦争参戦への根拠とした政府文書に、意図的な誇張があったとするBBCの報道は事実無根とされた上、それを許可した編集手続きの欠陥と経営委員会の監督機能が十分に働かなかったことが批判された。政府文書の根拠となったイラク情報の不十分さは、その後のバトラー委員会で立証されたが、ハットン調査委員会の調査が進行する中で、首相官邸からの批判や圧力に対し、BBCが通常運用されるはずの正規の苦情処理の手続きを採らなかったことや、経営委員会がBBCの擁護に回って、事実関係を独自に検証する調査委員会を設置しなかったことが取り上げられ、監督と執行機能の未分離を批判された¹²⁾。

(3) BBCのコーポレート・ガバナンスの構造

政府は、現行の経営委員会を廃止して、規制・監督機能に特化した「BBCトラスト」と日常的

な業務運営に責任を持つ「執行役員会」によってコーポレート・ガバナンスを保障するという仕組みを提案した。図は、現行の仕組みに、今後の変更分を〔 〕で表示したものである。

図のように、経営委員会は現在、会計監査委員会や公正取引遵守委員会、番組苦情処理委員会など5つの委員会を設けて、BBCの業務運営を規制・監督している。経営委員会は12人の委員で構成され、各委員会は3人ないし5人の委員で運営されている。

経営委員会の任務は次ページの**一覧表**の通りだが、BBCの執行部である理事会が策定した事業戦略を、視聴者の要望や関心を反映させる観点で検討し、決定を下すことが重要な任務である。そして、目標を達成したかどうかを検証して、年に1回事業活動・会計報告書を作成し、メディア相を通じて議会で提出するとともに、国民に報告する。近年説明責任の強化の必要性から、経営委員会によるBBCの日常業務の検証と目標達成度の評価、各種コンプライアンスに関する報告が詳細に行われるようになってきている。また、視

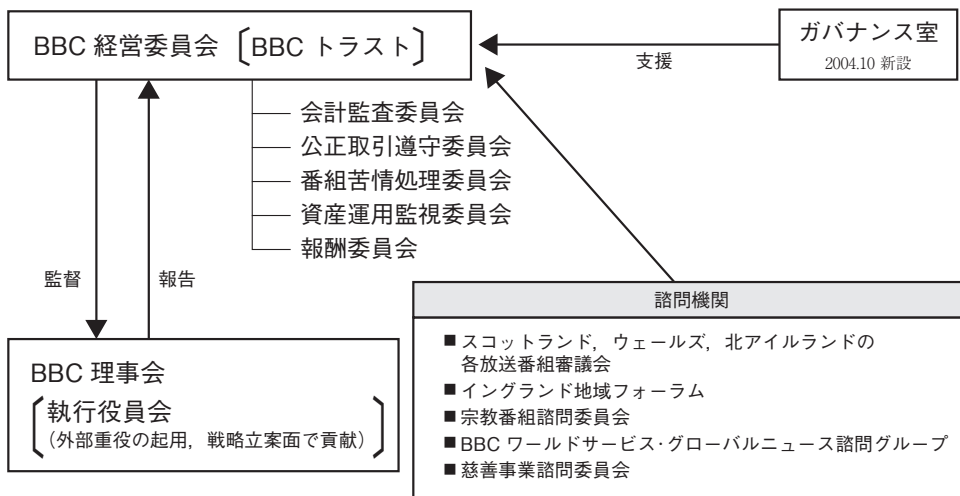
聴者との関係では、経営委員会セミナーを年に2回、開催都市を移しながら実施し、直接視聴者と対話する機会を設けて、全国の声をBBCのサービスに取り入れている。

(4) BBCトラストの任務

今回の政府による改革で、BBCトラストは次のような任務を果たすことになる。

- BBCのすべてのサービスに公共の利益が反映されることを保障（受信許可料支払い者との対話、意見の募集を実施）
- 特許状が規定する枠組みの中で、BBCの全般的な目的を設定
- 目的を評価する業績基準や尺度を定義
- 執行役員会に、BBCのサービスやその他の活動実績の報告義務を課す
- BBCのチャンネルやサービスごとに「サービス免許」を発行
- 予算配分を含めた戦略、年次計画の承認：了承、拒否、改善
- 番組基準、クォータ¹³⁾を規制
- 執行役員会の会長を任命（BBC内部昇

BBC 経営委員会の構造
(BBCのコーポレート・ガバナンスの保障)



経営委員会の任務と遂行方法

主な任務	関連作業
BBC の戦略を決定し、視聴者の要望と関心を反映する	年間予算案、総合的な年次戦略、主要な修正に対応する戦略的計画案の作成（随時）、新サービスに関する視聴者の意向吸収
英国内（地域・ローカルを含む）における BBC のすべてのサービスを定期的に検証する	諮問機関である地域放送審議会の年次業績検証、経営委員会セミナーを年2回開催、「視聴者の声」の報告
コンプライアンスの確保（編集、法律、倫理、規制、財務、公正取引、各種ガイドライン）	四半期ごと、あるいは年1回のコンプライアンス・レポートを発行、必要に応じて、ガイドラインを検討
BBC による「資金に見合った価値」（Value for Money）の確保	年間予算案、月ごとの決算、監査委員会および、ワールドワイドなど関連会社からの報告、1,000万ポンドを超える投資に関する検討
BBC 役員の雇用と報酬の支払い	報酬委員会で検討
視聴者の番組苦情処理の適正な取り扱い	番組苦情処理委員会で四半期ごとに、番組苦情処理報告書を発行
国民と議会に対し、年次活動報告を行う	年次事業活動・会計報告書、「番組方針に関する声明」の発行

格、外部の非常勤からもあり)

- 番組苦情処理の枠組みを定め、最終的な責任を持つ
- 執行役員会が作成した年次事業・会計報告書に意見書をつけ、議会に提出
- 執行役員会会長の報酬を決定
- 新サービスの提案について、国民の意見を求め、市場の影響度をOfcomと連携して測定、政府に勧告を提出する。いったん承認されたサービスを引き続き検証

この中で、下線の部分が注目すべき改革のポイントである。BBC のチャンネルやサービスごとに「サービス免許」を発行することは、これまでにない任務である。サービス免許は、それぞれのチャンネルやサービスの目的や編成、予算や目標を規定するもので、BBC トラストはそれらのチャンネルやサービスが実態と合っているかを評価する。また、新サービスの提案や既存サービスの変更について、これまで政府が行っていた検証作業を BBC トラストに移行させ、BBC トラストは、検証結果を政府に提出することになる。

経営委員会の廃止から BBC トラストへの変更は、図から見てもコーポレート・ガバナ

ンスの構造に大きな変化を生じさせないが、サービス免許を発行することによって、独立規制機関の Ofcom が、商業サービスに免許を付与しているように、BBC トラストが客観的に監督する立場を明確にすることができる。また、新サービスの検証と承認という政府の権限が、これまで政府が BBC に圧力を与えたり、あるいは両者の間に緊張関係を生じさせる原因の1つだった。政府は、今回の改革後も依然として最終的な承認の権限を維持しているが、BBC トラストの報告内容に踏み込むのではなく、結論に至るプロセスが適切だったかどうかを基に承認することになる。政府と BBC との距離が広がり、より独立性を保つ効果が生まれると考えられる。

また、コーポレート・ガバナンスを確保するための重要な要素は、受信許可料を支払う視聴者が、いかに BBC の運営に参加できるかという点である。BBC の業績評価システムに視聴者の意見を反映することは当然のことだが、諮問機関である各地域放送番組審議会などの委員数の増加や、地元の視聴者による委員の選出、インターネットを利用した e フォーラムの新設なども、改革の一環として

上げられている。さらに、BBC トラストの会議をウェブ上で公開することや、BBC トラストの委員に対する視聴者の業績評価制度を導入することなども政府提案に含まれている。

BBC トラストとともに改善される執行役員会については、現行の理事会の任務と大きな違いはないが、現場の執行責任を持つ内部役員に加えて新たに、外部重役を起用し、戦略立案に貢献することが期待されている。

なお、BBC トラストが任務を遂行するために、BBC トラスト専従のサポート部門が必要であることを政府は認めている。また、これまでは特許状の中にスコットランドなど地域代表性についてだけ規定されていた委員の属性を、法律や経済、ジャーナリズムなど専門性を明確にする方向で変更される見込みである。

4. BBC の反応と継続課題

BBC は、グリーンペーパーに対する意見を5月24日に発表し、これを前向きに受け止め、提案の多くを歓迎する態度を表明した¹⁴⁾。BBC にとって大きな課題であった受信許可料の維持について、政府が、放送白書発表前の特許状見直し議論の中間点で、次の特許状期間を通じてBBC に保障を与えたのであるから、BBC のこの反応は当然のことだと言えるだろう。さらに、政府の規制・監督方法の改革は、経営委員会からBBC トラストに名称が変更されたものの、サービス免許の発行など新しいアイデアは、昨年(2004年)6月にBBC が将来ビジョンで示した改革案をほぼ踏襲しているのであるから、なおさらである。経営委員会はすでに、監督と運営の機能分離を目に見える形で示すために、これま

で同じ建物にあった経営委員会の執務室を別の建物に移動し、サポート部門についても、図で示したように、経営委員会専属の「ガバナンス室」を設置して、コンプライアンスに必要な専門能力を持つ人材を外部から登用するなど総勢30人以上のスタッフを確保している。着々と進めている規制・監督機能の強化は、7月に発表される年次事業活動・会計報告書で示される予定である。さらに、初めて一般企業の総会に当たる年次総会を7月19日にロンドンで開催し、視聴者が直接参加し、経営委員に質問したり意見を述べる機会を設けることを発表した¹⁵⁾。

グリーンペーパーの内容については、「BBC は財産であり、急激な変化を求めない政府は正しい」(The Independent)¹⁶⁾とこれを支持する社説や、「沈黙する政府、BBC に対抗しそこなったグリーンペーパー」(The Times)¹⁷⁾という批判まで新聞の評価は大きく分かれた。日ごろの両紙のBBC に対する姿勢の違いが大きく表れた結果と言える。

今後論議となる課題は、グリーンペーパーで政府が問いかけている「公共サービス放送システムの将来像」というテーマである。イギリスにおける公共サービス放送は、BBC だけではなく地上商業放送事業者にも、電波の優先的な割り当てやマストキャリアー規則などの特権を与える見返りに、公共サービス義務が制度上規定され運用されてきた。しかし、Ofcom のPSB レビューによれば、放送と通信のインフラの融合によって電波の希少性がなくなり、公共サービス義務を受け入れてまで免許を取得する商業事業者はいなくなる可能性が生じる。Ofcom は、アナログ放送時代の公共サービス放送モデルが崩壊する

ならば、公共サービス放送の多元性を確保するために、あらゆる伝送路を使って公共サービス番組を提供する「公共サービス・パブリッシャー」という新しい概念を作って、公的財源で運用すべきであると主張している¹⁸⁾。また、バーンズ・パネルも、経営委員会に代わるBBCの外部規制機関として提案した公共サービス放送委員会に、受信許可料収入の一部を割いて、民間の番組制作者や放送事業者による公共サービス番組制作資金を競争入札で割り当てる、という権限を持たせることを提案している。政府は、こうした主張を考慮し、公共サービス放送の将来的な選択肢として受信許可料の分割を検討課題に残した。これに対し、BBCは強硬に反対しているが、放送白書の草案作成の過程でこのテーマをめぐる議論が続くと予想される。

(なかむら よしこ)

注

- 1) Department of National Heritage, The future of the BBC, November 1992, Cm2098
- 2) Speech by Tessa Jowell, Secretary for Culture, Media and Sport, 11 December 2003, "BBC Charter Renewal Asking for What You Say"
- 3) DCMS Report of the BBC's Royal Charter What you said about the BBC, July 2004
- 4) DCMS, Independent panel on BBC Royal Charter review-Emerging themes, December 2004
- 5) Ofcom review of public service television broadcasting Phase 3-Competition for quality, February 2005
- 6) House of Commons, Culture, Media and Sport Committee, A public BBC First Report of session 2004-2005, HC 82-1
- 7) BBC, Building public value, June 2004
- 8) Asa Briggs, The History of Broadcasting in the United Kingdom, Volume 1 The Birth for Broadcasting 1896-1927, 1961 Oxford University Press, p.323
- 9) MORI, Quantitative Research to Inform the Preparation of the BBC Charter Review 2004
- 10) DCMS, Review of the BBC's Royal Charter What you said about the BBC, July 2004, p.39
- 11) DCMS Report of the BBC's Royal Charter What you said about the BBC, July 2004 p.32, DCMS, Review of the BBC's Royal Charter-A strong BBC, independent of government, March 2005 p.78
- 12) 中村美子「イラク戦争報道をめぐるBBCと政府の対立」『放送研究と調査』2003年11月号
- 13) 独立プロダクションへの25%番組制作委託義務(2003年放送通信法第277条)など
- 14) Press release, BBC publishes response to Government Green Paper on Charter Review, 24 May 2005
- 15) Press release Board of Governors announce details of the Annual General Meeting, 29 June 2005
- 16) The Independent "The BBC is an asset, and the Government is right not to seek radical changes" 3 March 2005
- 17) The Times "THE MUTE BUTTON A Green Paper which fails to challenge the BBC" 3 March 2005
- 18) Ofcom, Review of the BBC's Royal Charter-Ofcom response to the Green Paper, June 2005